

(資料4) 別表

令和5年度 労働報酬下限額

(令和5年10月1日以降に公告し、又は通知する公契約及び同日以降に公募する指定管理者に係る公の施設の管理に関する協定について適用)

1 工事請負契約

[単位:円(1時間あたり)]

No.	職 種	労働報酬下限額	No.	職 種	労働報酬下限額
1	特殊作業員	2, 540	27	普通船員	2, 390
2	普通作業員	2, 210	28	潜水士	4, 490
3	軽作業員	1, 710	29	潜水連絡員	3, 020
4	造園工	2, 260	30	潜水送気員	2, 600
5	法面工	3, 110	31	山林砂防工	3, 020
6	とび工	2, 780	32	軌道工	4, 420
7	石工	2, 900	33	型わく工	2, 930
8	ブロック工	2, 820	34	大工	3, 060
9	電工	2, 280	35	左官	2, 640
10	鉄筋工	2, 780	36	配管工	2, 330
11	鉄骨工	2, 720	37	はつり工	2, 720
12	塗装工	2, 860	38	防水工	2, 760
13	溶接工	3, 010	39	板金工	2, 810
14	運転手(特殊)	2, 620	40	タイル工	2, 380
15	運転手(一般)	2, 390	41	サッシ工	2, 950
16	潜かん工	3, 440	42	屋根ふき工	2, 432
17	潜かん世話役	4, 250	43	内装工	3, 170
18	さく岩工	3, 230	44	ガラス工	2, 740
19	トンネル特殊工	3, 820	45	建具工	2, 430
20	トンネル作業員	2, 860	46	ダクト工	2, 350
21	トンネル世話役	4, 230	47	保温工	2, 680
22	橋りょう特殊工	3, 170	48	建築ブロック工	3, 125
23	橋りょう塗装工	3, 570	49	設備機械工	2, 720
24	橋りょう世話役	3, 780	50	交通誘導員A	1, 760
25	土木一般世話役	2, 750	51	交通誘導員B	1, 450
26	高級船員	3, 110			

※ ただし、年金等の受給のために労働の対価を調整している者や労働者等の合意の下、見習い、手元等とし使用者が判断する者については、1, 146円とする。